

女性の国際連帯運動に向けて

元 百合子(大阪女学院大学教員)

「マイノリティ女性が世界を変える!」

これは、2001年にIMADRが、複合差別をテーマに初めて出した本のタイトルだった。それは、存在さえも不可視化されてきた日本のマイノリティ女性たち—マイノリティ化された集団やカテゴリーに属する(あるいは、属するとみなされる)女性たち—が一斉に声をあげた、画期的な出版物だった。一見、非現実的な願望と受け取られたかもしれない意欲的タイトルの正当性と実現可能性は、その後の国内外での進展によって、疑いを入れないものになってきた。日本ではそれ以後、アイヌ民族、被差別部落、在日コリアンというようにグループごとに分断されていたマイノリティ女性たちの対話、協力と連帯が着実に進んできた。複合差別という概念を用いることで、置かれた状況は異なっても抱える問題と経験に共通性があり、その根本的原因が、民族、国籍、法的地位やジェンダーなどに基づく重層的な抑圧構造の交差にあるという認識が共有されたのである。共感と協働を通じて目覚ましくエンパワー(奪われていた力を奪回すること)したマイノリティ女性たちによる問題提起、政策提言の正当性と影響力は、日本の女性史と女性運動史に新たな章(チャプター)が刻まれつつあることを感じさせる。

国際的にも、前号で触れたように、マイノ

リティ女性が主体の世界的ネットワークが形成されつつある。思想としても社会運動としても、フェミニズムが長い間、一部の女性、すなわち西欧の白人中産階級、異性愛指向の女性によって主導されてきたことに照らせば待望の、しかも必然的な地核変動といえるかもしれない。1970年代後期から、それら特権的女性の経験と視点の普遍化に対する鋭い異議申し立てが、ブラック・フェミニストやその他の「有色女性」(women of color)⁽¹⁾フェミニスト、第三世界フェミニストやレズビアン・フェミニストといったマイノリティ女性からなされて以来、フェミニズムは「人種」、民族、階級など、ジェンダー以外の権力作用を射程に入れ、「女性」内部の多様性と階層化を認めて理論と運動を再構築する必要に迫られてきた。その過程ではすでに複数の新たな思潮が生まれたが、国際レベルの運動のイニシアチブと代表性については、理論面ほどの大きな変化は起きていない。もちろん、1980年代から継続的に開催された世界女性会議には、回を重ねる度により多くのマイノリティ女性が世界各地から結集し、発言力と影響力を強めてきたことを忘れるわけにはいかない。以下に紹介する動きは、その延長線上にある。



国際女性連合

(International Women's Alliance=IWA)

現在、設立準備が進められている「国際女性連合」(IWA)は、農漁村女性、先住民族女性、難民女性、移住労働女性などの広範なマイノリティ女性団体の世界規模の連携を目指している点で、画期的である。昨夏のモントリオール国際女性会議⁽²⁾で合意された設立目的は、要約すれば「あらゆる形態の経済的・政治的抑圧、差別や暴力をなくし、女性の権利を促進するために、世界中の女性に帝国主義、暴力、資本主義的グローバル化に対する闘いへの参加を呼び掛けること、また国内、地域、国際のあらゆるレベルでの闘いの連携と相互支援、抵抗戦略の共有」である。「帝国主義との闘争」といった表現は、IWAの思想性や政治的スタンスに対する疑念や違和感を抱かせるかもしれない。実際、設立の推進力となっている団体の中には、「急進的」とか「過激」といったレッテルを貼られたグループも含まれている。しかし、途上国の何億人もの女性や先進国で人種化されて社会の底辺に押し込まれた女性たちが日々直面している過酷な状況とそこで直面する切実な問題を根本的に解決しようとすれば、先進国本位の経済開発と今も継続する植民地主義的支配による収奪、市場原理至上主義による搾取的企業活動の放任、軍事的侵略と破壊などの構造的暴力に立ち向かわざるを得ないという現実を重視する必要がある。とりわけ、80年代以降加速度的に進行した新自由主義的経済のグローバル化は、国家間と各国内の格差を拡大し、従来から周縁化されてきた人々、とりわけ女性に深刻な打撃を与え、生活基盤を破壊し、搾取的労働や移住労働に追い込み、人身売買と性暴力被害を増加させた。こうした構造的暴力に埋め込まれている人種・民族差別と性差別を認識しているIWAには、特定の政治思想や党派性よりも、ポスト・コロニアルな視点が色濃く反映していると思われる。その他の強力な権力作用、例えば独裁政権や特権階級による強権的統治と搾取、宗教的原理主義⁽³⁾や家父長制なども当然、闘うべき対象として位置付けられているが、個別に分離して捉えるのではなく、全体の抑圧構造の中で交差し、相互作用する側面に注目している。

国家、軍隊、軍需産業、多国籍企業、世銀、IMFやWTOなどの権力機構が支える強大な抑圧構造に抗い、人権や奪われた権利の回復を主張することにはしばしば、苛烈な弾圧や生命にも及ぶ危険が待ち受けている。例えば、イスラエルの刑務所には、約6,000人(200人以上の子どもが含まれる。約800人は終身刑)ものパレスチナ人が政治犯として長期収容されているし、アロヨ政権下のフィリピンでは昨年までに、2,000人近い社会運動家や人権弁護士が、国家権力による「強制的失踪」(誘拐)や「超法規的処刑」によって抹殺されたと推定される。どちらのケースにも女性が含まれている。しかも国際社会は、国家によるテロリズムともいべきそうした暴虐を事実上黙認、免罪してきた。国連には、次の世界女性会議を開催する意思が乏しい。こうした状況の中で必死に生き、闘う女性たちが国際連帯にける期待は、どれほどのものだろうか。

マジョリティ女性との連帯の可能性

すべての女性は性差別の被害者として連帯できるという西欧主流フェミニストの幻想が、マイノリティ女性からの痛烈な批判によって崩壊して久しい。特権的地位にある女性(力関係におけるマジョリティ女性)⁽⁴⁾が、ジェンダー以外の抑圧構造における自己の優越的地位とその加害性に無自覚なまま差し出した手は、握り返されなかった。10年以上後ではあるが、日本でも同じことが起きた⁽⁵⁾。ただし、それは、マイノリティ女性がマジョリティ女性との連帯に完全に背を向けたことを意味しない。それなら、民族的出身、国籍、階級、法的地位などによる社会的分断を乗り越えた連帯の要件は何だろうか。それは何よりも、さまざまな抑圧構造において優越的地位にある女性(もちろん男性も)が、上に述べたような構造的暴力と自己の関わりを含めて、どのくらい誠実に自らのあり方を批判的に検討し、自己変革できるかにかかっていると言える。自戒を込めて言えば、単一の差別軸における自己の被害者性に囚われた視野狭窄からは、人間社会の重層的・複合的抑圧構造とそれが生み出す不公正の撤廃の展望は開けないからである。

(もとゆりこ)

- (1) 「有色女性」という概念自体、「白人」や「黒人」と同様に、極めて人種的な視点で構築された概念であるので、「」に入れる。
- (2) 本誌前号記事ないしMontreal International Women's Conferenceのウェブサイト<http://miwc2010.wordpress.com/>を参照。
- (3) イスラームの専売特許ではない。周知のように、キリスト教原理主義団体は、ブッシュ政権の支持母体であった。
- (4) ここでは、便宜的にマジョリティとマイノリティという分類をするが、決して固定的な二分論ではないことを強調しておきたい。差別事由によって、抑圧・被抑圧の関係における立ち位置が変化するからである。たとえば、人種差別的被害女性が、障がい者や性的マイノリティに対しては差別者であることや、その逆のケースも珍しくない。
- (5) 1990年代後半には、日本の女性運動に内在する人種主義やマイノリティ女性の人権状況への無関心に対する批判が表面化した。例えば、鄭瑛恵「フェミニズムの中のレイシズム」江原由美子・金井淑子編『ワードマップ・フェミニズム』(新曜社、1997年)89頁以下参照。